

令和8年度和歌山県老人福祉施設（養護老人ホーム・軽費老人ホーム）指導監査実施方針

1 総論

(1) 基本概念

老人福祉施設（養護老人ホーム・軽費老人ホーム）（以下「施設」という。）の指導監査は、「入所者の意思及び人格を尊重したサービス提供」及び「高齢者の尊厳の保持」並びに「高齢者に対する虐待の防止」等を踏まえて、施設の所在地において、関係書類等を基に指導監査を行う。

(2) 個別性の重視

施設がその種別、歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力をも勘案し、運営指導が形式的・画一的な指導にならないよう留意する。

(3) 総合的な指導

入所者等の処遇、職員の配置及び勤務条件、設備の状況等、施設の運営管理全般に渡って総合的に実施する。

2 指導監査の対象施設

次に掲げる老人福祉施設に対して指導監査を行う。

- ア 県所管の養護老人ホーム
- イ 県所管の軽費老人ホーム

3 指導監査の方法

(1) 実施概要

指導監査は、原則として1施設1日とし、関係者に対して関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。また、適切かつ円滑な指導監査が実施できるよう、対象施設の運営規模、運営形態等を考慮して、介護サービス指導課の職員を従事させる。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(2) 指導事項の規範

指導監査は、社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法に基づき、関係する法令・通知等に沿って実施する。

(3) 実施方法

- ア 指導監査は、施設の管理者又は事務部門の責任者の立会いのもと実施し、その他必要と認める者の出席を随時求めるものとする。
- イ 指導監査は、必要に応じて、感染症等の感染拡大防止対策を講じた上で行う。
- ウ 職員は、事前提出資料に基づき、施設の人員及び運営等の状況を、関係法令に照らして検討し、「指導監査調書」に基づき適否の判定を行う。

4 指導監査の結果通知

(1) 通知方法

指導監査の結果については、講評において職員が口頭で指導したものを取りまとめて整理した後、文書により、原則として指導監査の日から1箇月以内に施設に到達するよう通知する。

(2) 通知内容

指導監査結果の通知に当たっては、指導監査の当日に聴取した事項や後日の追加資料を綿密に検討し、問題点を明らかにした後、その問題点を解決するために施設が採るべき必要な改善措置等を具体的に示して通知する。この場合において、通知を受けた施設が速やかに問題の解決を図れるよう、参考資料の紹介等有用な情報の提供にも努める。

5 本年度の重点指導項目

- ① 安全対策（事故発生防止）体制の確認
- ② 身体拘束等適正化の取組
- ③ 高齢者虐待防止措置の実施
- ④ 業務継続計画の策定等
- ⑤ 感染症予防及びまん延防止対策の実施